

千葉市告示第493号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年6月9日

千葉市長 神谷俊一

名 称	所 在 地	指定年月日
(診療所)		
医療法人社団凜華会 幕張ももの木クリニック	千葉市花見川区幕張町6-79-17	令和5年5月1日
(歯科)		
かさま歯科・口腔外科クリニック	千葉市若葉区都賀3-10-1	令和5年5月1日
(訪問看護)		
訪問看護ステーション かなで	千葉市中央区出洲港3-1 ロイヤルステージ本千葉513号	令和5年5月1日